

「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書

文部科学省の平成26年度「学校基本調査」によれば、高等教育機関（大学、短大、高専、専修学校）への進学率は8割に達している（過年度高卒者等を含む）。その約半数が貸与制奨学金を利用し、多くの学生が多額の借金を抱えて卒業している。

今日、貸与制奨学金制度の前提である正規雇用での安定した雇用制度は崩壊し、低賃金、不安定な非正規労働者が若者や女性の5割を超えている。大卒で正規に就いても3割が3年で退職し、一旦正規から非正規になると、再び正規に戻る保障はなく、「結婚ができない」、「結婚しても子どもを産み育てる自信がない」という若者がふえて、深刻な社会問題となっている。

政府は、平成24年9月、国際人権規約第13条第2項（b）、（c）の留保を撤回した。この規約は、教育の「権利の完全な実現」のために、（a）初等、（b）中等、（c）高等教育の無償化を柱にした保障、（e）「適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善」等を求めている。給付制奨学金を意味する（e）「適当な奨学金」については批准済みにもかかわらず、35年経過してもいまだに実現されていない。

OECD加盟34カ国中17カ国が、大学授業料を無償または極めて安価な有償としている。授業料が有償の国には全て給付制奨学金があるが、日本にはない。日本の「教育機関への公財政支出の対GDP比（平成23年度）」は3.8%でOECD諸国の中では5年連続最下位となっている。段階的にOECD平均並みの5.6%まで引き上げていけば、就学前から大学まで教育の無償化を進めることが可能となる。一日も早く、公私ともに大学の無償化を前進させ、社会全体で大学生の学びを支えることが強く求められている。

よって、国においては、教育予算をふやし、大学生に対する「給付制奨学金」の制度をつくるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月24日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	高市早苗	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
文部科学大臣	馳浩	殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会